

各 位

一般社団法人 三重県水質保全協会

入 会 の ご 案 内

本協会は、浄化槽に係る業を営む者を会員とする公益法人です。

浄化槽、特に合併処理浄化槽は、下水道と並ぶ生活排水処理の恒久施設として認識され、その整備も急速に進展してまいりました。

合わせて、浄化槽設置整備事業の進展に伴い、浄化槽の適正な製造、工事について、その成果を求める設置者の信頼性確保の見地から、全国浄化槽団体連合会と一体となって小型合併処理浄化槽機能保証制度を平成5年度から実施しております。

このような時代の脚光を浴びてまいりました浄化槽の整備促進と環境保全に貢献することを事業目的として、本会は的確な運営を図っている次第です。

つきましては、本協会の趣旨を十分ご理解いただき、是非この機会にご入会下さいますようご案内申し上げます。

1 協会の目的は次のとおりです。

- (1) 浄化槽の施工、保守点検、清掃又は製造業を営む者（個人又は法人）を会員とする一般社団法人（公益法人）です。
- (2) 浄化槽の工事、維持管理の徹底、技術向上のための調査研究、指導を行い、又設置者に対する指導啓発を推進して県民の生活環境の保全に寄与することを目的としています。

2 会員、県民の方のお役に立つため、下記の公益事業を実施しています。

- (1) 県民、設置者に対して展示会等を開催し、合併処理浄化槽の普及と水質保全に関する啓発事業を実施するとともに啓発用資材等の貸し出しを行っています。
- (2) 浄化槽の製造、工事、保守点検、清掃にかかる講習会、研修会等を開催したり、また計画をお知らせして資格取得や技術取得に役立てていただいています。
- (3) 浄化槽に関する技術また行政などの情報収集、調査を行うとともに会報を発行し、会員並びに関係機関に提供しています。

(4) 県民及び業界からの浄化槽設置の手続きその他行政上の事務について相談に応じています。

(5) 浄化槽設置整備事業(補助事業)等により設置する浄化槽の機能保証制度を実施しています。

(6) 諸用紙(届出書類等)の共同作成による斡旋を行っています。

3 会 費

- (1) 正会員 入会金 50,000円
会費 施工、保守点検、清掃、メーカーの4部会のうち
1部会のみ 1ヶ月 2,000円
2部会に亘る者 " 3,500円
3部会に亘る者 " 5,000円
- (2) 賛助会員 入会金 50,000円
会費 2,000円(1ヶ月)

4 入会手続

- (1) 別紙申込書に県内会員の推薦を受けて提出して下さい。
理事会の承認を受け次第、ご通知申し上げます。その際、合わせて入会金、会費をご請求申し上げますので期日までに納金して下さい。
- (2) 部会が4部会(施工、保守点検、清掃、メーカー)あります。貴方が営む主な営業種目によりご希望される部会名を選択して下さい。
- (3) 入会申込書の用紙の規格はA3サイズとなっております。

5 お問い合わせ

〒514-0004

三重県津市栄町三丁目119番地

一般社団法人 三重県水質保全協会

電話 059-226-2058

FAX 059-227-8402